

## 経営発達支援事業検討委員会設置規程

石巻かほく商工会

(名 称)

第1条 本委員会は、経営発達支援事業検討委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本委員会は、経営発達支援事業が効果的、かつ効率的に推進されるよう事業内容の検討、評価及び見直しを行うことにより管内小規模事業者等の持続的発展及び地域活性化に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために、検討事項に応じた専門家や小規模事業者等で構成される委員により開催される。

(組 織)

第4条 委員は会長が委嘱する。

(委員長)

第5条 本委員会に委員長1名を置く。

(役員の職務)

第6条 委員長は本委員会を代表し、会務を総括する。

2. 会議は会長が招集し、その議長は委員長が務める。

(任 期)

第7条 委員の任期は、委員を委嘱した日の属する事業年度が終了する日までとする。

(委員旅費)

第8条 委員が委員会に出席するための謝金、旅費日当の支給は「伴走型小規模事業者支援推進事業に係る謝金等支給基準」により支出する。

(会議の開催)

第9条 本委員会は、必要に応じて随時開催する。

(専門家の招聘)

第10条 本委員会は、必要に応じて専門家を招聘する事ができる。

(事務局)

第11条 本委員会の事務を処理するため、石巻かほく商工会に事務局を置く。

(補 則)

第12条 本規程で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

## 附 則

(実施の時期)

1. この規程は、平成29年7月14日から施行する。